イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン
イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール	シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド
9,000	1,090,000	3.0	28	2.5	30	3,350	35	3.0	5	11,500
9,000	1,090,000	3.0	28	2.5	30	3,350	35	3.0	5	11,500
1,000	100,000	0.5	3	0.5	5	300	5	0.5	1	1,000

アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール
アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ガーナ・セディ	CFAフラン	CFAフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング	CFAフラン
900	1,700	28,000	130	209	35	4,000	4,000	69,000	750	4,000
900	1,700	28,000	130	209	35	4,000	4,000	69,000	750	4,000
100	200	3,000	10	19	3	1,000	1,000	6,000	50	1,000

コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ
コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー	CFAフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル	CFAフラン
12,400	76	1,300	359	104	4,000	17,000	19	2,300	100	4,000
12,400	76	1,300	359	104	4,000	17,000	19	2,300	100	4,000
1,100	7	100	33	10	1,000	2,000	2	200	9	1,000

ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ
CFAフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	CFAフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディラム
4,000	75	24,000	5,500	4,000	100	1,040	260	250	450	70
4,000	75	24,000	5,500	4,000	100	1,040	260	250	450	70
1,000	5	2,000	500	1,000	10	100	20	50	40	5

リビア	ルワンダ
リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
10	6,400
10	6,400
1	600

附　則

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第二号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月八日

外務大臣　河野　太郎

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。